

漁業の禁止及び制限区域一覽表

位置番号	水系別	漁法	区	域	期	間
1	本流	あゆ友釣専用区	吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点より下流同町抜月、抜月橋下流端に至る区域。		5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から正午までは網漁が行える。)	
2		全面禁漁	吉賀町柿木村大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。	
3		あゆ友釣専用区	吉賀町柿木村柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域。		5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から正午までは網漁が行える。)	
4		全面禁漁	吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端から300m上流の地点より、下流同町同、柿木小水力発電所取水口から下流200mに至る区域。		5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から正午までは網漁が行える。)	
5	右ヶ谷川	全面禁漁	吉賀町柿木村柿木		1月1日より12月31日まで。	
6	福川川	全面禁漁	吉賀町柿木村柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。 (但し、1月1日より12月31日まで。)	
7	横道川	毛針釣専用区 (ルアーは除く)	津和野町左鏡上横道、福谷川合流点から上流の全域。		1月1日より12月31日まで。 (但し、3月1日より8月31日まで。)	
8	本流	全面禁漁	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
9		あゆ友釣専用区	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、津和野町枕瀬、日原発電所取水口に至る区域。		5月1日より8月13日までの昼間。 (但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)	
10		あゆ友釣専用区	津和野町日原、法師橋上流端から400m上流の地点より同橋下流端より600m下流に至る区域。		5月1日より9月15日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から、正午までは網漁が行える。)	
11		津和野川	この刺網、投網、釣漁の禁止	津和野町鷺原、ふるや堰下流端から同町同、南谷川合流点に至る区域。		3月15日より6月30日まで。
12	本流	全面禁漁	津和野町鷺原、南谷川合流点より下流同町後田地内、天神堰下流端に至る区域。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
13		あゆ友釣専用区	津和野町河村、国道9号線日原洞門上流端より下流同町池村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域。			
14		あゆ友釣専用区	津和野町青原、青原駐在所前消防路下流端より下流同町同、添谷橋下流端に至る区域。			
15		全面禁漁	益田市向横田町、卯の木頭首工より上流25m、下流50mの区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。	
16	伊源谷川	あゆ友釣専用区	益田市向横田町、向横田大橋上流端より下流同町、匹見川合流点に至る区域。		1月1日より12月31日まで。	
17	加令谷川	全面禁漁	益田市匹見町紙祖。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
18	匹見川	全面禁漁	益田市匹見町紙祖。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
19		全面禁漁	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る(支流も含む)区域。		1月1日より12月31日まで。	
20		あゆ友釣専用区	益田市匹見町匹見、広見川との合流点から同町同、紙祖川との合流点に至る区域と、同合流点から同町紙祖、諏訪頭首工に至る区域。		5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から、正午までは網漁が行える。)	
21		全面禁漁	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流180mの区域。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
22	全面禁漁	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。		

※ 5月1日及び5月26日からの制限期間があっても、あゆの解禁日とは関係ありません。
 ※ 竿釣のあゆ解禁日は5月20日午前5時です。
 ※ 網漁解禁日は6月7日の日没からです。(但し、7日・8日の操業は午後9時5時までです。)

※ 放流には多額の経費がかかっています。益までの組合出荷にご協力願います。

位置番号	水系別	漁法	区	域	期	間
23	匹見川	昼間の網漁禁止	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線より下流180mの地点から、同町登川、登川発電所放水口に至る区域。		5月1日より8月13日までの昼間。 (但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)	
24		全面禁漁	益田市匹見町登川、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
25		あゆ友釣専用区	益田市匹見町登川、登川発電所放水口より下流同町同中国電力設置堰堤の中心線から50m上流に至る区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。	
26		昼間の網漁禁止	益田市匹見町登川、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域。		5月1日より8月13日までの昼間。 (但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)	
27	匹見川	全面禁漁	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。	
28		全面禁漁	益田市白岩町、隅頭首工より上流25m、下流50mの区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。	
29		全面禁漁	益田市神田町、本郷寺頭首工より上流25m、下流50mの区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。	
30		全面禁漁	益田市横田町、剣先堰堤の中心線より上流50m、下流100mの区域。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
31	後川	網具の使用禁止	益田市横田町、山口線鉄橋上流端より下流高津川本流との出合(匹見川河口突端を結ぶ線)に至る区域。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
32		あゆ友釣専用区	益田市神田町、本郷寺頭首工下流50mの地点より下流、同横田町剣先堰堤の中心線から上流50m、下流100mの禁止区域を除く高津川合流点に至る区域。		5月1日より8月14日午前5時まで。	
33		全面禁漁	益田市横田町地内、山口線鉄橋上流端から上流50mの地点より下流、中原橋堰堤の上流端に至る区域。(内水面調整規則)		1月1日より12月31日まで。	
34		本流 (産卵場)	全面禁漁	益田市安富町、西益田大橋上流端より下流同飯田町、飯田橋下流端に至る区域。(内水面調整規則)		10月6日より 竿釣は、11月30日午前5時まで。 網漁は、11月30日午後5時まで。
(35)	本流	カヌー優先区	津和野町池村「道の駅シルクウェイにちはら」の裏、親水公園上下流の立看板の間150mの区域。(カヌー利用者優先となります。ご協力下さい。)		6月1日より9月30日まで	

高津川水系全域

- (1) 全川全面禁漁 (天然あゆ資源を豊かにするための保護対策として)
但し、遊漁者については、投網、あゆ釣に限り全川禁漁。
- (2) 刺網、投網の昼間の操業時間は、日の出より午前12時まで。
" 夜間の操業時間は、日の入りより午後12時まで。
- (3) 溪流魚の釣漁法の禁止。(内水面調整規則)
- (4) 全長15cm以下のやまめ、あまご、ます類の採捕禁止。(内水面調整規則)
- (5) 全長18cm以下のごぎ、いわなの採捕禁止。(内水面調整規則)
- (6) 堰堤を利用する網漁法の禁止。(内水面調整規則)

※ 病原菌の移入を防ぐため、他河川から種アユの持込み・外来魚等の放流廃棄は禁止します。
 ※ 感染症の他河川及び高津川水系内での相互感染防止のため、漁業で使用した竿・タビ・網等の漁具は必ず消毒して下さい。